



市章

大津市公報

令和5年12月1日
号外(第59号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

- 78 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 79 大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 80 大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 81 大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 82 大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則…………… 4
- 83 大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… 6
- 84 大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 8
- 85 大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 10
- 86 大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則…………… 12
- 87 大津市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 14

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第78号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第12条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第5条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第13条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第14条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第8条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第17条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第18条第2号中「及び第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項及び第3条の4第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による業務の状況に関する調査

第20条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第6条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第24条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定による業務の状況に関する調査

第25条中第38号を第39号とし、第37号の次に次の1号を加える。

(38) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定による業務の状況に関する調査

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第79号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第68条第1項」を「第67条の2第1項、第68条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第80号

大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成21年規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「相続 ・ 合併又は分割」を「譲渡・相続・合併・分割」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第6号により調製した届出書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第81号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則（平成21年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅館業許可申請書（新規・譲受）」を「旅館業許可申請書」に改め、同条第3項ただし書を削り、同項第4号を削る。

第3条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の3第1項の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲受）（様式第1号の2）によるものとする。

様式第1号中「旅館業許可申請書（新規・譲受）」を「旅館業許可申請書」に改め、同様式注第3項を削り、同様式注第4項中「（譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項第5号を削り、同項を同様式注第3項とし、同様式注第5項を同様式注第4項とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

旅館業営業承継承認申請書 (譲受)		受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。		年 月 日
譲渡人	氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
譲受人	氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
譲 渡 の 予 定 年 月 日		
営 業 の 種 別 <input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業		
ふ り が な 施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
〒 _____ 電話 () _____		
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無		
<input type="checkbox"/> 有 (旅館業法第3条第2項第 号該当) 参考 旅館業法第3条第2項 (抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (旅館業法施行規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。) (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分を違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者 (第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無		
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () _____ 距離 (m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () _____ 距離 (m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

様式第2号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

様式第3号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市旅館業法施行細則様式第1号から様式第3号までの規定により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第82号

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則

大津市興行場法施行細則（平成21年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「興行場営業許可申請書（新規・譲受）」を「興行場営業許可申請書」に改め、同条ただし書を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業承継届出書（譲受）（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 当該興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 法人にあつては、その登記事項証明書

様式第1号中「興行場営業許可申請書（新規・譲受）」を「興行場営業許可申請書」に改め、同様式注第4項を削り、同様式注第5項中「（譲り受け営業の場合において、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項を同様式注第4項とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

興行場営業承継届出書 (譲受)		年 月 日	受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 興行場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
届出者 (譲受人)	氏名 ^{ふりがな} 生年月日 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 電話 () -	
譲渡人	氏名 ^{ふりがな} (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒	
譲 渡 の 年 月 日			
ふ り が な 興 行 場 の 名 称			
興 行 場 の 所 在 地		〒 電話 () -	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市興行場法施行細則様式第1号により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第83号

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

大津市公衆浴場法施行細則（平成21年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公衆浴場営業許可申請書（新規・譲受）」を「公衆浴場営業許可申請書」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項第7号を削る。

第3条の見出し中「相続又は合併若しくは分割による」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の2第1項の届書は、公衆浴場営業承継届出書（譲受）（様式第1号の2）によるものとする。

様式第1号中「公衆浴場営業許可申請書（新規・譲受）」を「公衆浴場営業許可申請書」に改め、同様式注第4項を削り、同様式注第5項中「（譲り受け営業の場合において、第1号から第5号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項第7号を削り、同項を同様式注第4項とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書 (譲受)		年 月 日	受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 公衆浴場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
届出者 (譲受人)	ふりがな 氏名 生年月日 (法人にあ っては、その名称及び代表 者の氏名)		年 月 日生
	住所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	〒	電話 () -
譲渡人	ふりがな 氏名 (法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	〒	
譲 渡 の 年 月 日			
ふ り が な 公 衆 浴 場 の 名 称			
公 衆 浴 場 の 所 在 地		〒	電話 () -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、定款の写し又は登記事項証明書

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市公衆浴場法施行細則様式第1号により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第84号

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市理容師法施行細則（平成21年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理容所開設届出書（新規・譲受）」を「理容所開設届出書」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 省令第20条の2第1項の届出書は、理容所営業承継届出書（譲受）（様式第2号の2）によるものとする。

様式第1号中「理容所開設届出書（新規・譲受）」を「理容所開設届出書」に改め、同様式注第4項を削り、同様式注第5項中「（譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項第5号を削り、同項を同様式注第4項とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第2条関係)

理容所営業承継届出書 (譲受)		年 月 日	受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 理容師法第11条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
届出者 (譲受人)	^{ふりがな} 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒	電話 () -
譲渡人	^{ふりがな} 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
譲 渡 の 年 月 日			
ふ り が な 理 容 所 の 名 称			
理 容 所 の 所 在 地		〒	電話 () -
検 査 確 認 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日	第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- (3) 理容所検査確認済証

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市理容師法施行細則様式第1号により調製した届出書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第85号

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市美容師法施行細則（平成21年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「美容所開設届出書（新規・譲受）」を「美容所開設届出書」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第20条の2第1項の届出書は、美容所営業承継届出書（譲受）（様式第2号の2）によるものとする。

様式第1号中「美容所開設届出書（新規・譲受）」を「美容所開設届出書」に改め、同様式注第4項を削り、同様式注第5項中「（譲り受け営業の場合において、第1号から第3号までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項第5号を削り、同項を同様式注第4項とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第2条関係)

美容所営業承継届出書 (譲受)		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長 美容師法第12条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。			
届出者 (譲受人)	^{ふりがな} 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒	電話 () -
譲渡人	^{ふりがな} 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒	電話 () -
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日	
ふ り が な 美 容 所 の 名 称			
美 容 所 の 所 在 地		〒	電話 () -
検 査 確 認 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日	第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- (3) 美容所検査確認済証

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市美容師法施行細則様式第1号により調製した届出書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第86号

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

大津市クリーニング業法施行細則（平成21年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「クリーニング所開設届出書（新規・譲受）」を「クリーニング所開設届出書」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項第3号を削る。

第3条中「無店舗取次店営業届出書（新規・譲受）」を「無店舗取次店営業届出書」に改める。

第5条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第2条の3第1項及び第2条の4第1項」を「第2条の4第1項及び第2条の5第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所等営業承継届出書（譲受）（様式第3号の2）によるものとする。

様式第1号（表）中「クリーニング所開設届出書（新規・譲受）」を「クリーニング所開設届出書」に改め、同様式注第2項を削り、同様式注第3項中「（譲り受け営業の場合において、第1号及び第2号に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同項第3号を削り、同項を同様式注第2項とする。

様式第2号（表）中「無店舗取次店営業届出書（新規・譲受）」を「無店舗取次店営業届出書」に改め、同様式注第3項及び第4項を削る。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2 (第5条関係)

クリーニング所等営業承継届出書 (譲受)		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長 クリーニング業法第5条の3第1項の規定により地位を承継したので、次とおり届け出ます。			
届出者 (譲受人)	^{ふりがな} 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒	電話 () -
譲渡人	^{ふりがな} 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒	
譲 渡 の 年 月 日			
^{ふりがな} クリーニング所又は無店舗取次店の名称			
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		〒	電話 () -
クリーニング所の検査確認 年 月 日 及び 番 号		年 月 日	第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市クリーニング業法施行細則様式第1号又は様式第2号により調製した届出書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第87号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号イ中「110パーセント」を「100パーセント」に改め、同号イただし書を削る。

様式第16号中 「

全出力又は 定 格 容 量	K w A H ・ セ ル
------------------	------------------

」 を 「

全出力又は 蓄電池容量	K w k W h
----------------	--------------

」 に改め、同様式

備考第3項中「又は定格容量」を「又は蓄電池容量」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。